第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１．歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１） 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する課題

保存については、市内の歴史的建造物に関する悉皆(しっかい)調査を実施しておらず、全ての歴史的建造物の来歴や保存状況、耐震性に関して把握されていない。そのため、震災等の自然災害が発生した場合、損傷や倒壊が懸念される。また、歴史的建造物の維持管理には、相応の手間や費用がかかることから、老朽化の進行等により、所有者がその価値を認識しないまま取り壊してしまう可能性がある。

活用の面では、その価値を周知していくため、歴史的建造物の公開を進めていく必要がある。しかし、重要文化財江川家住宅のように、保存が図られ、公開されている歴史的建造物であっても、伝統的な構造様式であるがために、建物内外の段差などに対応した見学時の円滑な移動ルートが、十分には確保されていない。

史跡韮山反射炉の保存に関しては、専門家による委員会(伊豆の国市史跡等整備調査委員会韮山反射炉整備部会)において、今後の保存修理に向けて、最適な工法の検討を進めている。しかし、江戸時代末期の煉瓦組積造建造物の保存修理については、類例がほとんどないことから、検討は慎重を期して行われており、時間を要している。昭和 63 年(1988)度に竣工した前回の保存修理事業から、約 30 年が経過しており、反射炉煙突部表面の煉瓦については、風化による損傷が進行しつつある。

また、韮山反射炉稼働当時に存在したと考えられる反射炉本体周辺の建造物については、これまでの発掘調査でその一部の遺構が確認されているものの、全体像の把握ができていない。

（２） 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化に関する課題

平成７年（1995）の 50,328 人をピークに、人口は減少に転じ平成 27 年（2015）には、48,152 人となっており、高齢化率も 31%まで上昇している。また、平成 23 年（2011）に実施した伊豆の国市まちづくりに関するアンケート調査では、地域活動に参加していない人の割合が約４割となっている。

このようなコミュニティ意識の希薄化や参画意欲の低さや、集落地域における過疎化、少子高齢化を背景とした担い手の不足などにより、市指定無形民俗文化財のほか、地域に根ざした祭りの維持・継承が困難となっている。

また、本市ではこれまで継承されてきた様々な地域に根ざした祭りなどの伝統行事があるが、その歴史や活動内容が、把握されていないものもある。

図３－１　地域活動への参加状況

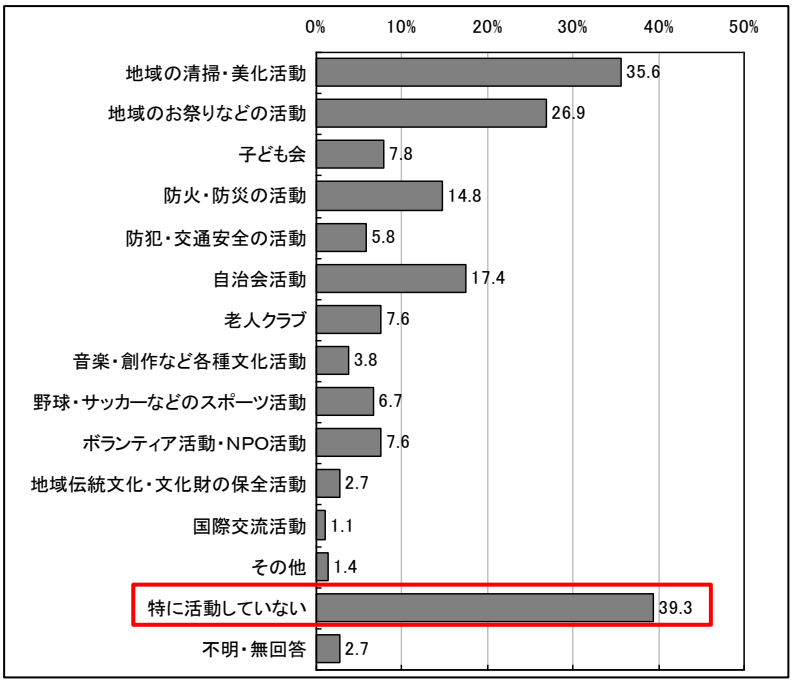

資料：伊豆の国市まちづくりに関するアンケート調査　平成 23 年（2011）

（３） 歴史文化資源の保存・活用の体制の確立とユニバーサル化に関する課題

本市の歴史文化資源は、様々な時代の遺産が重層的に蓄積している。しかしながら、人的・財政的制約もあり、貴重な資源の発掘、調査研究、保存・管理を的確に行うための体制が確立しておらず、計画的な保存・管理活動が進まずにいる。

また、歴史文化資源を活かし、「伊豆の国」の名にふさわしい歴史文化拠点都市づくりに向けた有効な資源活用方法が確立されていないことと、歴史文化資源の性質上、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化が遅れている。

（４） 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化に関する課題

平成 24 年（2012）に実施した歴史文化基本構想に関するアンケート調査にもあるように、本市の歴史文化資源に対する認識度は、市民をはじめ、外部の認識度も低い。これは、市民に、歴史文化資源の価値が共有・理解されておらず、また、全国、世界にアピールしていくための情報発信の工夫が不充分なためである。

加えて、駅や主な道路から歴史文化資源へ誘導する案内・サインがわかりづらく、景観上も好ましくない状況になっているほか、歴史文化資源の関連施設や周辺の整備が不充分のため、観光面における魅力も低下している。

史跡韮山反射炉の周知・活用については、平成 28 年(2016)12 月に、韮山反射炉ガイダンスセンターが設置されている。このガイダンスセンターは、韮山反射炉に関する最新の研究成果を反映した展示により、観覧者の理解を深めるための施設として運営されている。しかし、史跡内に関しては、発掘調査の成果に基づく遺構の平面表示等の整備は実施されておらず、観覧者が、韮山反射炉の稼働当時の景観や、製砲工場としてのシステムを理解するための情報提供が不十分となっている。

表３－１　市民の文化財等への代表的な意見

はっきり言って伊豆の国市にこんなに文化財があるとは知りませんでした。文化財の一覧の説明のパンフレットがあるようでしたらぜひ見たいです。伊豆の国市を全国発信するには先づ市民の人達が自分達の生まれ育っているところを知り、好きになることが始まりだと思います。郷土愛がどれくらいあるかということが一番必要なことだと思います。（女性・50 歳代・伊豆長岡地区）
伊豆の国市にも、こんなにたくさん文化財・遺跡があることをこのアンケートを通して知った。きっと今の小・中学生はその半分も理解していないと思う。地元を活性化するには、まずは地元の私達全員が伊豆の国市民として文化財や遺跡に触れるべきだと思った。小・中学校での学習から一般市民に向けての公開など積極的な活動があればいいと思う。歴史の流れに大きく関係しているものなどは、特に、伊豆の国だけでなく全国に発信していってほしい。（女性・20 歳代・韮山地区）
文化財だけでなく他の観光施設、例えば城山への登山ルートへの案内道路標識がない等、観光が大事だと言いながら心配りが不足だと思う。初めての来訪者が迷うことなく目的地へ到着し、またできれば遺跡めぐりの順路等を表示して、充実した一日を感じて、もらえるようにして欲しい。（男性・70 歳以上・大仁地区）
この地で長く生活していながら、こんなたくさんの文化財・遺跡があることを知らず、はずかしさを感じます。私のような人は多いのではないでしょうか。世の中は武将ブームです。それに乗っかってみませんか？道路整備（縦貫道）も進んでいるようですので、遊びだけの伊豆じゃなく、文化財・遺跡めぐりに来てもらえるよう観光に力を入れていただきたい。（女性・50 歳代・大仁地区）

資料：歴史文化基本構想に関するアンケート調査　平成 24 年（2012）

図３－２　主要な文化財・遺跡の周知度

問　あなたは、来客をその文化財・遺跡に案内するとしたら、どの程度説明ができますか。
（「知っている」ものについて、それぞれ１つずつ）

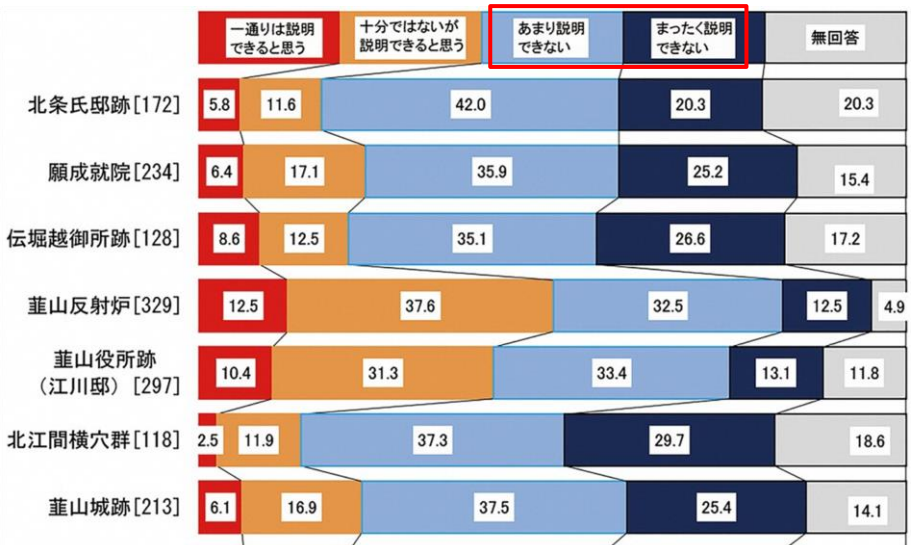

資料：歴史文化基本構想に関するアンケート調査　平成 24 年（2012）

（５） 住民等の理解と参加・協働による取組に関する課題

平成 24 年（2012）に実施した歴史文化基本構想に関するアンケート調査の中の主要な文化財・遺跡の周知度にもあるように、歴史文化資源に対する市民の認知度、関心が低く、郷土の歴史を後世に伝え、かつ対外的にも説明・アピールできるような人が少ない。このため、市民との協働による歴史的資源の保存、管理、活用の体制づくりが進んでいない。

また、本市には様々な歴史文化資源や観光資源があるが、歴史文化資源の保存・管理と観光を結びつけ、市民・地元団体・行政が共に効果を及ぼしあえるような連携方法を築いていける体制が整えられていない。

史跡韮山反射炉の保存管理については、管理団体である伊豆の国市が担っており、「伊豆の国歴史ガイドの会」によるガイド活動や清掃、「韮山反射炉を愛する会」による史跡指定地及び周辺の美化活動等、市民との協働による活動も実施されているが、官民一体となった管理体制としては、必ずしも十分とは言えない。

２．既存計画（上位・関連計画）

本計画は、平成 29 年（2017）３月に策定された「第２次伊豆の国市総合計画」に基づく計画である。

また、「伊豆の国市歴史文化基本構想」や「伊豆の国市都市計画区域マスタープラン」等の関連計画と連携・調整を図りながら、本計画に基づき歴史的風致の維持向上に資する各種事業等を展開・推進するものとする。

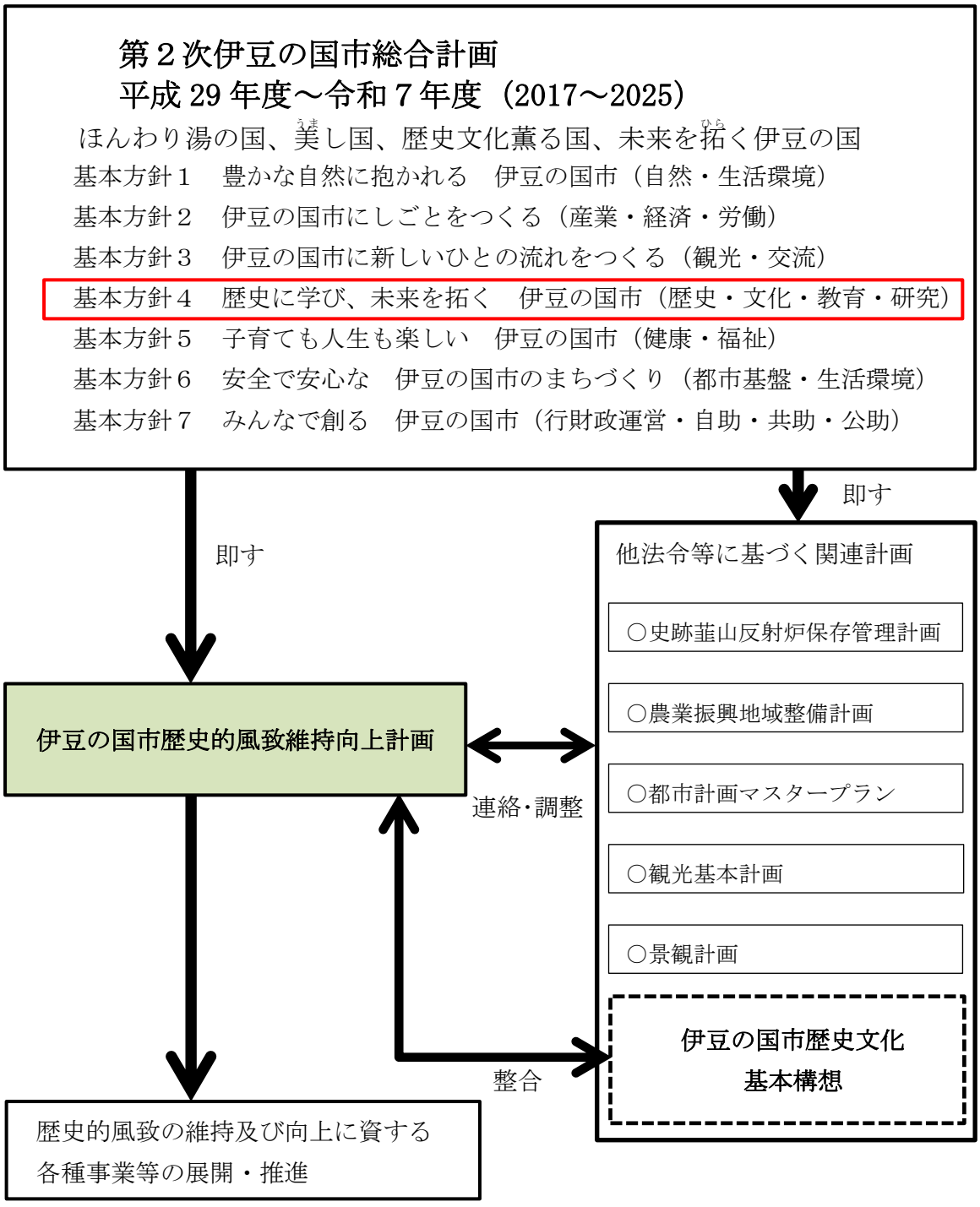

（１）「第２次伊豆の国市総合計画」

人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成 23 年（2011）３月に発生した東日本大震災などの大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 29 年度（2017）から令和７年度（2025）を目標とする「第２次伊豆の国市総合計画」を策定した。

この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」とし、地域の自然・歴史・文化・芸術、そして世界遺産登録された「韮山反射炉」を活かしたまちづくりを目指すこととしている。

将来像

ほんわり湯の国、美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国

まちづくりの基本理念

共生と調和

人と人、人と自然、人と文化の共生とそれぞれの調和によって、地域の風土をつくり、伊豆の国らしい生活を創出します。

継承と創造

多様な産業とこれを支えてきた多彩な地域資源は、社会情勢の変化に対応していく知恵や力となります。これらの地域産業や地域資源を守り、継承することと、各分野の様々な挑戦により未来を拓くこととの両輪で、活力を創造し、いきいきと生活できる地域づくりにつなげます。

自助・共助・公助

市と市民や民間がパートナーであるという認識に立ち、お互いに助け合い、誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを進めます。

まちづくりの基本方針、施策の大綱

基本方針１　豊かな自然に抱かれる　伊豆の国市　（自然・生活環境）

＜施策の大綱＞
- 1-1　自然環境の保全と景観の向上
- 1-2　快適な生活環境の創造

基本方針２　伊豆の国市にしごとをつくる（産業・経済・労働）

＜施策の大綱＞
- 2-1　地域を支える人材の就労支援
- 2-2　地域特産品の競争力の強化
- 2-3　地域産業の活性化と新たな雇用の創出

基本方針３　伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる（観光・交流）

＜施策の大綱＞
- 3-1　移住・定住の促進
- 3-2　観光推進体制の強化と交流人口の拡大
- 3-3　情報発信力の強化とおもてなしの充実

基本方針４　歴史に学び、未来を拓く　伊豆の国市（歴史・文化・教育・研究）

＜施策の大綱＞
- 4-1　歴史・文化・芸術を活かしたひとづくり・まちづくりの推進
- 4-2　次代を拓く教育と研究の推進

基本方針５　子育ても人生も楽しい　伊豆の国市（健康・福祉）

＜施策の大綱＞
- 5-1　結婚・出産の支援
- 5-2　子育て環境の充実
- 5-3　健康長寿を目指すまちづくりの推進
- 5-4　誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

基本方針６　安全で安心な　伊豆の国市のまちづくり（都市基盤・生活環境）

＜施策の大綱＞
- 6-1　災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進
- 6-2　持続可能なまちづくりの推進

基本方針７　みんなで創る　伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）

＜施策の大綱＞
- 7-1　自助・共助・公助のまちづくりの推進
- 7-2　効率的な行財政運営の推進

（２）「伊豆の国市都市計画マスタープラン」

本計画は、平成 23 年（2011）３月に策定され、令和 10 年度（2028）までの 18 年間を計画期間としている。

「第１次伊豆の国市総合計画」を踏まえ、まちづくりの理念を「自然や歴史と共生する活力ある健康都市“伊豆の国”」とし、６つのまちづくりの目標が掲げられ、その目標の一つである「③　地域の歴史と文化を活かしたまちづくり」では、「市民にとって心のよりどころとなる歴史・文化を大切にしつつ、観光や街並みづくり等のまちづくりに活用するよう努める」としている。

また、目指すべき将来都市構造では、「歴史・文化保全活用拠点」として、韮山反射炉、韮山城跡、江川邸、守山、北条氏邸跡など、本市の歴史を代表する史跡、遺跡の集中する地域を設定し、市の歴史資源や伝統文化及び地域特有の歴史的景観を保全・活用し、次世代へ受け継いでいくことが位置づけられている。

ア　まちづくりの理念

自然や歴史と共生する活力ある健康都市“伊豆の国”

イ　まちづくりの目標

①自然を活かした、快適なまちづくり

②産業が振興し活気あふれるまちづくり

③地域の歴史と文化を活かしたまちづくり

④健康で心豊かなまちづくり

⑤だれもが安全で安心に暮らせるまちづくり

⑥市民とともに歩むまちづくり

将来都市構造図

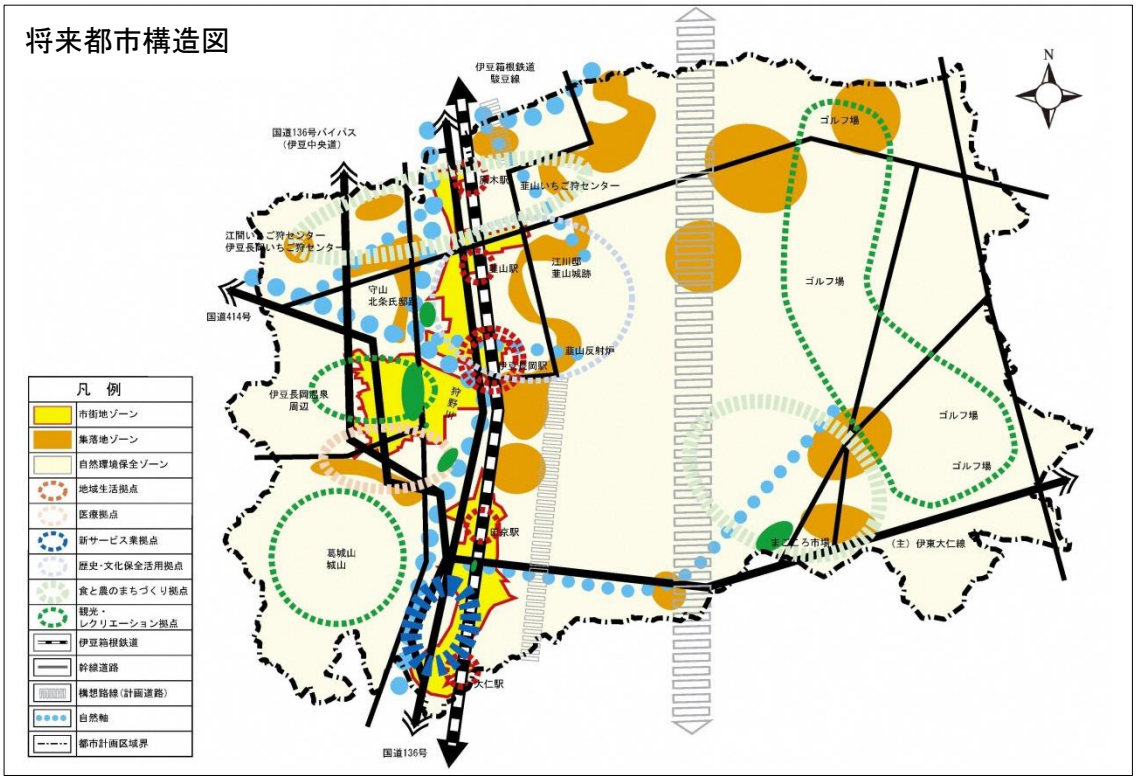

（３）「伊豆の国市景観計画」

平成 26 年（2014）６月に策定し、平成 28 年（2016）５月に改訂した「伊豆の国市景観計画」の計画期間は、令和６年度（2024）までの 10 年間としている。

伊豆の国市の豊かな自然と、人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで伝えられてきた固有の資源を市民共有の財産として捉え、今後のまちづくりに活かし、伊豆の国市独自の景観形成を進めることを目的としている。

市内全域を景観計画区域とし、韮山反射炉とその周辺部である「韮山反射炉周辺地区」を景観重点整備地区に設定している。

景観形成の基本目標を「歴史と自然と人がおりなす潤いのまち伊豆の国」とし、その実現を図るため５つの景観形成の基本方針を定めている。そのうち、「②　歴史と文化が紡いだ景観を伝える」においては、韮山反射炉や温泉地の周辺の景観形成の方針を、「⑤　人の暮らしや交流の景観を活かす」では、祭礼・イベントの継続的開催による賑わい景観の保全・創出を位置づけている。

ア　景観形成の基本方針

①　美しい自然が織り成す景観を守る

②　歴史と文化が紡いだ景観を伝える

・韮山反射炉の保全を図るとともに、これと調和する周辺部の街並みは韮山反射炉と調和する景観づくりを進め、後世に保存継承を図ります。
・指定文化財や寺社等は保全を図るとともに、周辺部においてもこれらと調和するよう景観の向上を図ります。
・本市の温泉地文化を継承する温泉街の景観を、より個性的で魅力的なものにし、賑わいや活力を創出し、継承します。

③　いきいきとした街並みの景観を育てる

④　周辺景観と調和する公共施設の景観を創る

⑤　人の暮らしや交流の景観を活かす

・祭礼・イベントの継続的開催と、時代に即した見直し等により、既存の賑わい景観を保全するとともに新たな賑わい景観を創出します。
・交流拠点や景勝地、歴史文化資源等の地域資源を活用し、市民と来訪者が交流する景観を創出します。

建築物・工作物の行為の制限

項　目		基　準
外観	配置	・富士山等の眺望景観をできるだけ阻害しない配置とするよう配慮する。 ・道路等公共施設に面する壁面等は後退し、修景や広場・歩道上の空間、植栽のための空間確保に配慮する。
	高さ	・後背の丘陵地や沿道の街並み景観と調和するよう配慮する。
	形態	・後背の丘陵地や沿道の街並み景観と調和するよう配慮する。 ・形態は、街並みの統一感や連続性に配慮するとともに、温泉地では温泉地らしさの創出や駅周辺では賑わいの創出等、周辺の地域特性と調和した形態となるよう配慮する。
	材料	・後背の丘陵地や農地景観及び周辺の街並み景観と調和し、違和感のないものの使

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">外観</td><td></td><td>用に配慮する。
・外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に配慮する。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>・建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、背後の自然景観や周辺の街並み景観との調和に配慮するとともに、彩度は抑えるよう配慮する。
・色数は全体で５色以内とするよう努める。
・建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、以下の日本工業規格Ｚ8721「三属性による色の表示方法」（以下、マンセル値）において、下記のとおりとする。
<table>
<tr><th>色</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr>
<tr><td>① 0R（≠10RP）～10R</td><td>3.0 以上</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td>② 0YR（≠10R）～5Y</td><td>3.0 以上</td><td>6.0 以下</td></tr>
<tr><td>③ 上記以外</td><td>3.0 以上</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
・ただし、次の事項については、この限りではない。
・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩
・低層部で使用される、見付面積の10分の１未満の範囲の色彩
・国や県が別途色彩基準を定めているもの
・地域の景観特性を表すものであると、市長が認めるもの
・その用途や構造上、基準にそぐわないものであると市長が認めるもの</td></tr>
<tr><td>付帯設備</td><td>・屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト、受水槽、冷却塔等）は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠し等により見えないように配慮する。
・外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管、屋外階段等は、建築物と一体的な外観とする、または目隠し等により見えないように配慮する。
・物干し場は、主な道路等から干し物が見え難くなるような配置や構造とするよう配慮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外構</td><td>付帯施設</td><td>・電気室・機械室、ごみ置き場等は、できるだけ道路等から見えにくい部分に配置し、見える位置になる場合は、緑化や修景を施し、目隠しに配慮する。
・意匠や素材の選択、周辺の緑化等により、景観的な演出に配慮する。</td></tr>
<tr><td>外柵や塀・門柱・門扉</td><td>・建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫し、集落と調和するよう配慮する。
・生垣の設置を推進し、周辺の植栽や自然植生と調和した樹種を選択し緑の連続性に配慮する。</td></tr>
<tr><td>植　栽</td><td>・敷地内の既存樹木は、できるだけ保存するよう配慮する。
・新たに樹木を植栽する場合は周辺植生と調和した樹種を選択するよう配慮する。
・敷地内のオープンスペースや建築物の前面、付帯する駐車場等は、緑化や花による修景に努める。
・敷地内の植栽は、適切な維持管理に配慮する。</td></tr>
</table>

※見付面積とは、張間（短辺）方向または、けた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。

（4）「伊豆の国市歴史文化基本構想」

多様な地域文化の継承と地域活性化を目的として、「日本の変革の歴史とともにある地−伊豆の国市の誇り」を基本理念に、６つの関連文化財群と、７つの歴史文化保存活用区域を設定し、文化財の保存、活用の方向性を示したマスタープランとして平成 26 年(2014) ３月に策定した。

ア　歴史文化保存活用区域と関連文化財群の設定の考え方

①　歴史文化保存活用区域

一定の多種多様な文化資源の集積を持つエリアで、学術的研究や市の施策の蓄積の差異、保存・活用の進捗状況によって「重点区域」と「促進区域」に区分。

・重点区域：全国的にもよく知られた史跡・文化財が多数存在し、さらに保全施策を講ずると共に、活用施策を重点的に実施する区域

・促進区域：市民に親しまれてきた史跡・文化財があり、歴史資産としての価値を解明する必要があり、今後、保存活用施策を立案・推進する区域

②　関連文化財群

各時代における本市の歴史上の特質を日本史における転機と関連づけたテーマを設定し、そのテーマに沿った文化資源を束ねることを基本に関連文化財群を設定。

また、あらゆる時代を通じて歴史文化を生む環境となってきた自然や交通路等の地理条件に関する資源群もテーマに加えて扱う。

・時代別テーマ

日本史上に大きな変革をもたらした時代を中心に時代区分を捉え、そのもとで各時代の特徴を物語るテーマを据える。（５テーマ）

・時を超えるテーマ

普遍的に存在してきた自然や交通路等の環境を、全時代を貫くテーマとして加える。（１テーマ）

歴史文化保存活用区域の設定

	区分	区域名	備考
歴史文化保存活用区域	重点区域	①反射炉とその周辺区域	世界遺産登録を受けた韮山反射炉とそれを取り囲むエリア
		②守山区域	狩野川右岸の守山周辺と四日町等を含むエリア
		③韮山城跡区域	韮山城跡の本城、付城、江川邸を中心に、山木地区や蛭ヶ島（ひるがしま）などを含むエリア
	促進区域	④江間区域	北江間、南江間地区一帯
		⑤奈古谷・多田区域	奈古谷・多田地区一帯
		⑥大仁区域	大仁地域の平地及び山麓部分に、狩野川左岸の城山を加えたエリア
		⑦伊豆長岡区域	伊豆長岡温泉郷を中心に、江間堰なども含むエリア

この７つの歴史文化保存活用区域の位置と概ねの範囲は次の図に示すとおりである。

歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関係及び関連文化財群テーマ

	重点区域			促進地域			
	①反射炉とその周辺区域	②守山区域	③韮山城跡区域	④江間区域	⑤奈古谷・多田区域	⑥大仁区域	⑦伊豆長岡区域
①人の定着からイズノクニ形成への足跡			●	●	●	●	●
②武士の世の始まり・中世の東国動乱の要の地		●	●	●	●	●	●
③戦国時代の幕開けから天下統一布石の地へ		●	●		●		
④幕府直轄の代官支配地			●		●	●	
⑤近代産業への飛躍の一翼	●		●				
⑥山川の自然のもとで現代に続く地域文化	●	●	●	●	●	●	●

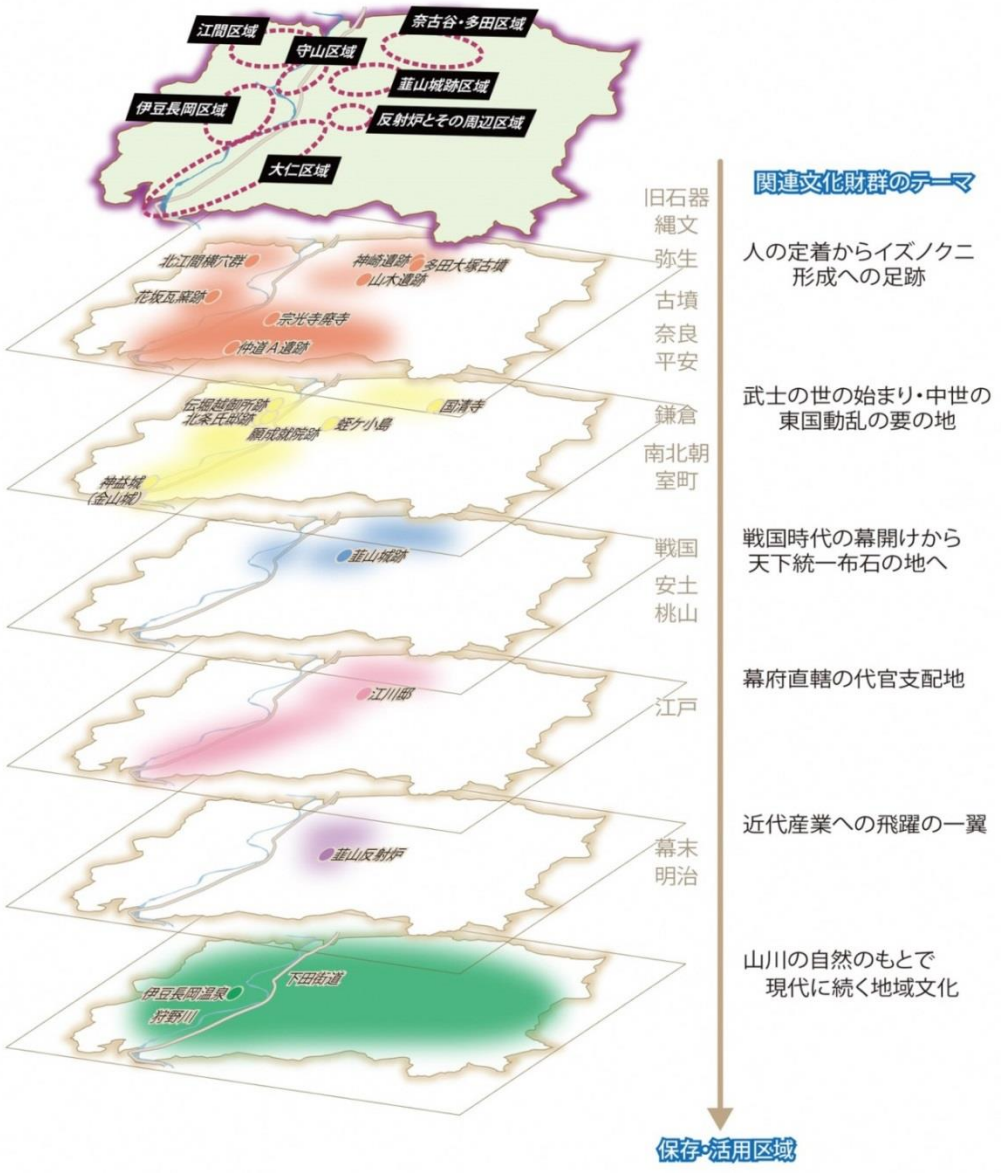

（５）「伊豆の国市農業振興地域整備計画」

平成 28 年（2016）３月に策定した「伊豆の国市農業振興地域整備計画」は、今後 10 年間を見通して策定された農業振興を図るための計画である。

本計画の「第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」の「（５）地域活性化に向けた総合的利用の促進」において、「韮山反射炉や江川邸等の歴史資源や良好な農村景観などの地域資源を生かした農村地域の活性化を図るという視点が重要である。

今後、首都圏から比較的近距離という利点を生かし、観光客を対象とした体験農業などの実施、市民農園の設置など、観光と連携した農業の振興を図り農用地の総合的な利用に努める。

また、観光業との連携により地場産品販売施設等の活性化を図るとともに、６次産業化による加工品販売等を推進することで、農業と連携した総合的な地域活性化を図っていく。」と位置づけている。

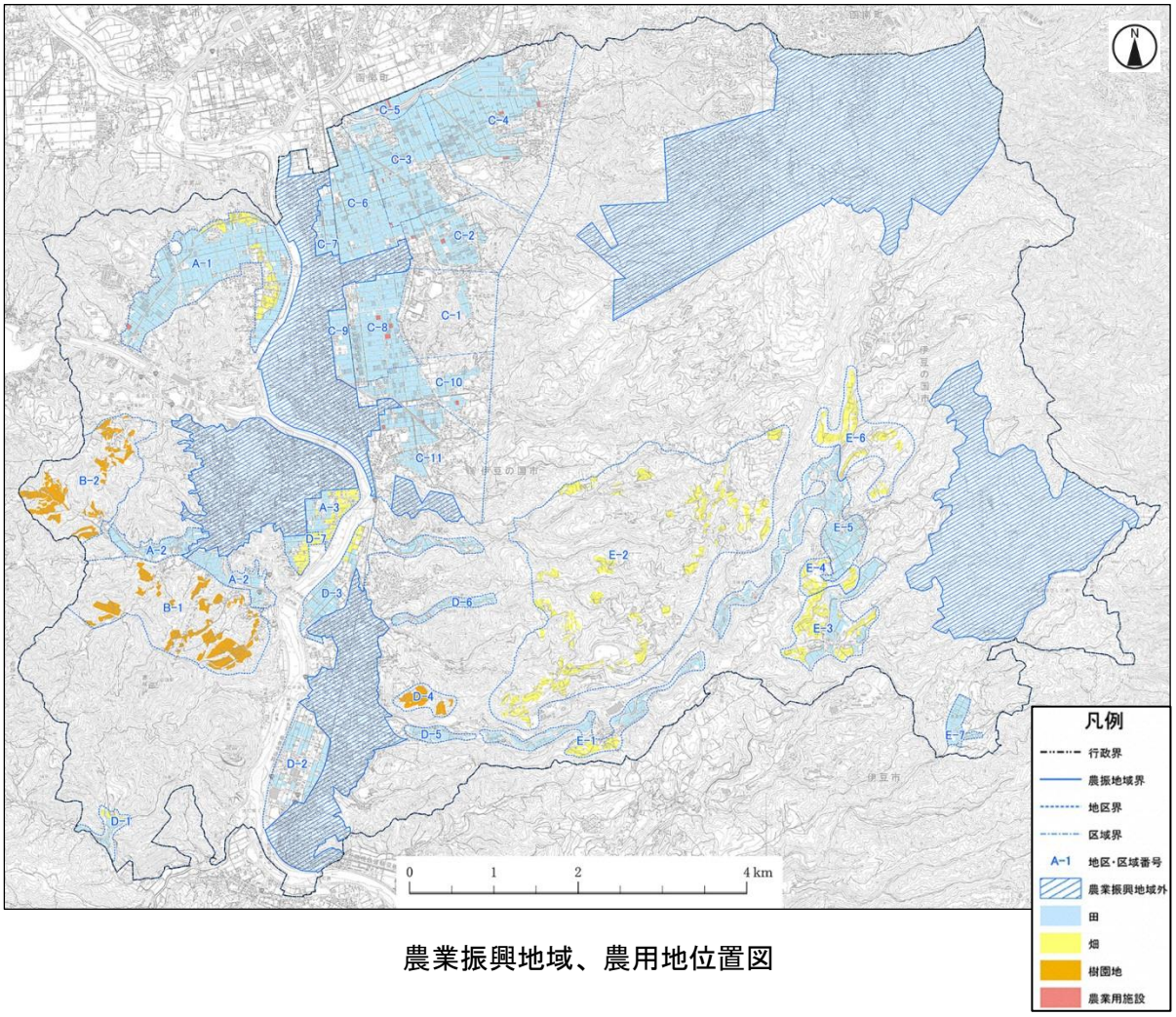

農業振興地域、農用地位置図

（６）「伊豆の国市観光基本計画」

「伊豆の国市観光基本計画」は、平成 27 年（2015）３月に策定され、計画期間は令和６年度（2024）までとなっている。

本計画では、「第１次伊豆の国市総合計画」を踏まえ、将来像を「毎日が魅力あるまち“おもてなしの伊豆の国”　～歴史と温泉、豊かな自然と農産物　ありのままの魅力発信～」とし、この将来像を実現していくため、９つの基本計画を定めている。特に、「①　歴史資源を活かす観光地づくり」、「③　温泉地の魅力づくり」、「⑤　文化・芸術の郷づくり」において、歴史、文化を保全・活用し、観光振興を図っていくことが位置づけられている。

ア　基本計画

①　“おもてなし”のまちづくり
②　歴史資源を活かす観光地づくり
③　温泉地の魅力づくり
④　農と食を体験できる地域づくり
⑤　文化・芸術の郷づくり
⑥　健康・スポーツによる交流づくり
⑦　楽しみやすい基盤づくり
⑧　魅力を結ぶ連携づくり
⑨　発信力のあるブランドづくり

また、「重点プロジェクト」に、「韮山反射炉とその周辺の歴史・文化資源を活用したおもてなし態勢の強化」、「伊豆長岡温泉周辺の整備」が位置づけられている。

イ　重点プロジェクト

(2)韮山反射炉とその周辺の歴史･文化資源を活用したおもてなし態勢の強化

平成27年度(2015)の世界文化遺産登録を目指す韮山反射炉とその周辺を、本市を代表する観光の拠点として、より一層発展させるため、韮山反射炉とその周辺の歴史･文化資源を活用したおもてなし態勢の強化に重点的に取り組みます。

①韮山反射炉周辺の魅力の強化と発信　②韮山反射炉を中心とした回遊ルートの創出
③おもてなしプログラムの充実

(3)伊豆長岡温泉周辺の整備

1300年の歴史を持ち、源頼朝も入湯したと伝えられる古奈温泉と、明治40年(1907)に開湯した長岡温泉は、2つを合せて伊豆長岡温泉と呼ばれ、本市の観光振興の要となっています。当該温泉を含む周辺地区の賑わいを、より一層向上させるための施策に重点を置いて取り組みます。

①温泉街の活性化　②温泉街のメインストリートの整備　③温泉街の沿道景観の整備、誘導
④伊豆長岡駅周辺の整備

３．歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の歴史的風致の状況や課題等を踏まえ、歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承や歴史的建造物等の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図るとともに、歴史的資源等の防火面、防災面の取組を行う。また、市民に歴史的風致の認識を高めてもらうことにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

（１） 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する方針

歴史的建造物の悉皆（しっかい）調査を、計画的に進めていく。国、県、市指定の文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）については、所有者・管理者等と連携しながら、修理や耐震化をはじめ適切な保存・活用に努める。

未指定・未登録の歴史的建造物については、当該建造物の現状を把握し、歴史的価値を明らかにしていくとともに、所有者・管理者等と協議しながら、必要に応じて保存対策や活用の推進に努める。

市が所有する歴史的建造物については、文化財指定・未指定の別に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、周辺の散策路等を整備するなど、より周遊しやすい環境を構築することを目指す。

特に史跡韮山反射炉については、「史跡韮山反射炉保存管理計画」及び「韮山反射炉の保存・整備・活用に関する計画」に基づき、韮山反射炉本体の適切な保存修理を実施する。保存修理にあたっては、文化庁・静岡県文化財課と十分な協議を行い、指導を得る。また、世界遺産にかかる関係部局である、内閣官房・静岡県富士山世界遺産課とも情報を共有し、必要な助言を得るものとする。

史跡内の整備については、今後計画的に史跡指定地内の発掘調査を行い、その成果を踏まえた遺構の平面表示等の整備につなげていく。

史跡韮山反射炉の保存管理については、管理団体である伊豆の国市が、今後とも適切に実施していくとともに、「明治日本の産業革命遺産保全委員会」のもとに位置づけられている「韮山地区管理保全協議会」への報告と確認・指導により、世界遺産の構成資産としても、適切に管理保全を行っていく。

（２） 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化に関する方針

市指定無形民俗文化財のほか、地域住民の祭礼や伝統行事の活動を継承していくため、関係団体と市が協力し、講演会等のイベントを開催するなど、活動への積極的な参加を促していくとともに、歴史と伝統を反映した人びとの活動の担い手の育成や支援に取り組む。

また、専門家等と市で協力し、伝統芸能及び民俗芸能などの調査や記録作成に努め、未指定や未登録の民俗文化財等文化財の現状把握を行い、その意義を探求するための調査・研究活動を継続的に進める。

（3） 歴史文化資源の保存・活用の体制の確立とユニバーサル化に関する方針

本市に存在する様々な歴史文化資源の適正な保存・修復・管理を計画的に行い、将来に継承していくため、充分な体制を構築するとともに、必要に応じて、民間との連携により、不足する人員・資金等を補っていく。

保存にあたって有効な技術の積極的活用、歴史文化資源等の防火・防災・防犯・安全対策の実施、必要な資料類の保存のための収蔵施設等の機能充実を図る。また、文化財の登録や指定、保護・保存に必要な規制措置等、制度的条件の整備を進める。

歴史文化資源を育んできた周辺の自然環境についても、適正な保全・修復に努めるとともに、富士の眺望をはじめ、狩野川や田園風景といった美しい自然環境と一体となった歴史文化拠点都市づくりを推進する。

また、本計画に位置付ける歴史的風致周辺を、重点的に景観整備を進め、内外に発信するとともに、これらに併せて、ユニバーサルデザイン化を進める。

（4） 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化に関する方針

歴史文化資源の紹介や調査、研究、振興を中心とした歴史文化機能の充実を図り、この調査・研究活動の成果の情報を、観光案内パンフレットやホームページで紹介するなど、情報発信に努め、情報や人的交流活動を通じ、歴史文化都市としての地位の向上を図る。

韮山反射炉では、韮山反射炉ガイダンスセンターの展示内容を、韮山反射炉についての研究の進展に応じて更新すると共に、韮山反射炉ガイダンスセンターの活用、歴史資源等の専門知識を持った歴史ガイドや体験観光ガイドの育成等を行い、利用者ニーズに応じた案内・解説の充実を図る。その他の歴史的な価値の高い建造物や遺跡では、保存・管理と調和した形で、見学路等や便益施設・休憩施設などの整備、また、案内サインや説明板等の体系的整備を図る。これら歴史文化資源と観光資源を結ぶ、歴史文化・観光周遊型のまちづくりを推進する。

（5） 住民等の理解と参加・協働による取組に関する方針

市民への歴史文化学習の機会の創出を図るとともに、蓄積された調査研究成果を誰もが共有するための場や体制づくりを進め、歴史に学ぶ、真摯な心を持った人材育成を図る。併せて、歴史文化資源保護に向けた地域住民の協力体制づくりや、歴史文化資源を素材とした文化活動の振興、様々な媒体の活用による対外的な発信など、みんなで育てる文化財・史跡としていく取組を展開する。

また、歴史文化資源の適正な保存・管理を図るため、市民・地域団体・行政が協働で取組む体制をつくる。

そして、行政による活動のみならず、「伊豆の国歴史ガイドの会」や「韮山反射炉を愛する会」等の民間団体、市民とのさらなる協働を通じて、より有効な保存・活用事業を実施していく。

４．歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様に都市計画課・文化財課が事務局を担い、歴史まちづくり法第 11 条に基づく伊豆の国市歴史的風致維持向上協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や静岡県の指導を仰ぎながら、庁内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。
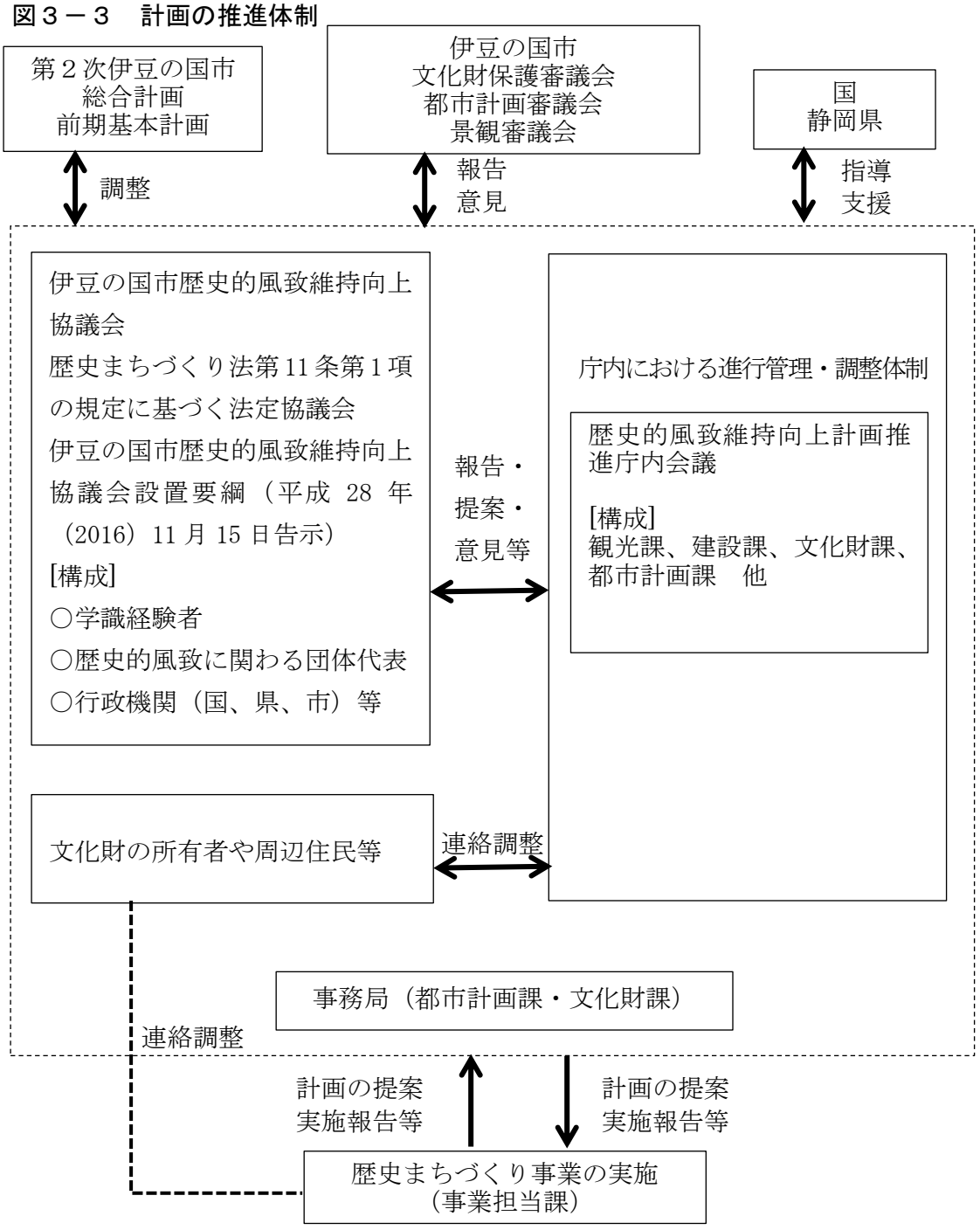
図３－３　計画の推進体制